

免許証等で本人確認

平成20年5月1日(木)から、市民課の窓口では、戸籍関係(※1)・住民票関係(※2)・税関係(※3)の各種謄抄本、証明などの交付申請手続きの折に、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます

● 個人情報保護するため、戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、戸籍謄抄本などの交付申請の折、窓口に来られた方の本人確認が義務付けられることによるものです。

● 窓口では、本人が本人の戸籍謄抄本など交付申請なさる場合であっても、本人確認させていただきます。なお、AさんがBさんに戸籍謄抄本の交付申請(受領)を頼んだ場合、Bさんの本人確認をさせていただきます。

※1 戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍の謄抄本、戸籍附票謄抄本、除籍の附票謄抄本、戸籍の記載事項証明、届出書の記載事項証明、身分証明、焼失証明、受理証明等

※2 住民票の写し(世帯全部・世帯の一部)の証明、改製原・除住民票の証明、住民票記載事項証明等

※3 納税証明、所得額・課税証明、市民税非課税証明、土地・家屋の名寄帳・課税台帳証明、土地・家屋課税台帳登録事項証明、土地・家屋評価額証明、土地・家屋公課証明、償却資産課税台帳証明、償却資産種類別証明等

《確認の際、提示していただく書類》

◎ 提示が一つ(1種類)で済むもの

◎ 運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カード等の国又は地方公共団体が発行した顔写真付き身分証明書等

◎ 提示が二つ(2種類)必要なもの

◎ ①の中から二つ、又は、①から一つと②から一つ

① 国民健康保険等の被保険者証、国民年金等の年金証書、共済組合員証、国民年金手帳、顔写真無しの住民基本台帳カード等

② 学生証、法人(国若しくは地方公共団体除く)が発行した身分証、国若しくは地方公共団体が発行した写真付きの資格証明書(①を除く)等

問合せ先 市民課窓口係(内線3101)

免許証で本人確認？

Q 5月1日から戸籍謄本、住民票の写しの証明、税証明などを請求した場合本人確認が行われるというのは、本当ですか？

A はい、そうです。市民課の窓口に来られた方の本人確認をします。

これは、個人情報保護のため、また、なりすましや不正な手段による犯罪行為を防止するため行うものです。

Q 本人確認は、どのような方法で行うのですか？

A 顔写真付きの国又は地方公共団体(県、市区町村)が発行した身分証明書等(運転免許証や住民基本台帳カード等)を提示していただき確認します。

これがない方は、健康保険被保険者証や法人(国若しくは地方公共団体除く)が発行した身分証等を複数提示していただき判断します。

Q 何もない場合は、申請手続きができないのですか？

A できるだけ本人しか持ち得ないもの(例えば預金通帳や診察券等)を持ってきていただきますが、本人の個人情報や家族の生年月日や名前などを何点か問いかけて、本人確認する場合がありますのでご協力願います。

何もない場合は、聴き取りなどに時間がかかり、他のお客様にご迷惑をおかけすることになりますので、住民基本台帳カード(顔写真付)を作成されることをお勧めします。

Q 本人確認を拒否した場合は、どうなるのですか？

A 残念ながら、謄本や証明書などは交付できません。この場合、市区町村長は、戸籍法や住民基本台帳法に基づき交付を拒むことができるとされています。

Q 不正な手段により、戸籍謄本等を取得した場合どうなるのですか？

A その場合、30万円以下の罰金に処せられます。罰則も刑事罰となり格段と重くなります。

※ 詳しくは、広報よねざわ 4 月 15 日号に掲載しておりますのでご覧ください。

問合せ先 市民課窓口係 (内線 3 1 0 1)